

第7章

文化芸術立国の実現

総論

文化庁では、総合的な文化行政を推進するため、文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実を進めるとともに、芸術家等の育成や、文化芸術を通じた共生社会の実現、イノベーションの創造や国家ブランドの構築に向けた施策を展開しています。また、全国各地の文化財の保存・活用、博物館の振興、地域文化の振興、食文化の振興、国語に関する施策の推進、文化観光の推進、著作権施策の展開、宗教

法人制度の運用等、様々な取組を行っています。

こうした中、平成28年3月の「政府関係機関移転基本方針」に基づき文化庁の京都移転が進められ、令和5年3月27日に京都での業務を開始しました。

この移転を契機として、更なる文化芸術のグローバルな展開、文化芸術のDX化、観光や地方創生に向けた文化財の保存・活用など新たな文化行政を進めています。

第1節 文化芸術推進基本計画（第2期）と文化庁予算及び組織

1 文化芸術推進基本計画（第2期）

文化芸術基本法に基づき、政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画を策定しています。

第1期計画期間中の成果と課題を踏まえ、令和5年3月に、5年度から9年度までの5年間の文化芸術政策の基本的な方向性を定めた文化芸術推進基本計画（第2期）を閣議決定しました。

本計画では、5年間で取り組むべき重点取組として、以下の七つを掲げています。

- ①ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- ②文化資源の保存と活用の一層の促進
- ③文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
- ④多様性を尊重した文化芸術の振興
- ⑤文化芸術のグローバル展開の加速
- ⑥文化芸術を通じた地方創生の推進
- ⑦デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

また、これに加えて、計画期間中に効果的かつ着実に文化芸術政策を推進するための16の施策群を整理し、具体的な取組を推進していくこととしています。

引き続き、文化庁が中核となり、関係府省庁をはじめとする各関係機関との連携及び協働を図りながら、本計画に基づき文化芸術施策を総合的、一体的かつ効果的に進めていきます。

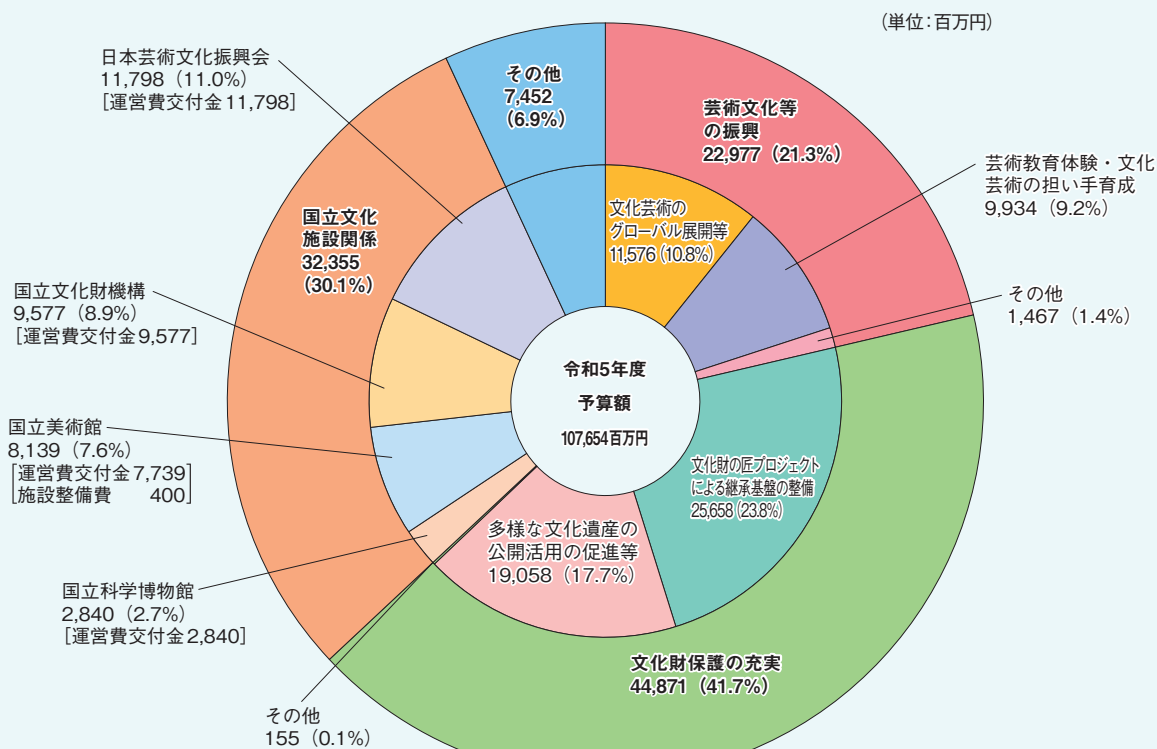
2 文化庁予算

令和5年度文化庁予算においては、「文化芸術のグローバル展開、DXの推進、活動基盤の強化」、「『文化財の匠プロジェクト』等の推進・充実による文化資源の持続可能な活用の促進」、「文化振興を支える拠点等の整備・充実」など、対前年度比1億円増の1,077億円を計上しています（図表2-7-1）。このほか国際観光旅客税財源を活用し、「日本博」を契機とした観光コンテンツの拡充、生きた歴史体感プログラム（Living History）事業などを通じて、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備を推進しています。

加えて、令和5年度補正予算として、303億円を計上しており、文化財の強靱化（保存修理、防火・耐震対策等）、国立文化施設の整備などを盛り込んでいます。これらに加え、次代を担うクリエイター・アーティスト等を育成するとともに、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代型の機能強化を、基金を活用して弾力的かつ複数年度にわたって支援するクリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援（5年の基金の3年分）のための予算を計上しています。

図表 2-7-1

令和5年度文化庁予算



(注) 1. 単位未満を各々四捨五入しているため、合計額と合致しない場合がある。

(注) 2. デジタル庁一括計上分を含む

第2節 文化財の保存と継承

1 文化財保護を巡る近年の動向

文化財は、我が国の歴史や文化の理解のため欠くことのできない貴重な国民的財産です。また、確実に次世代に継承していくことにより、将来の地域づくりの核ともなります。このため、文化庁では、文化財保護法等に基づき、多種多様な文化財の保存・活用のための施策を講じています。

文化財の保存技術・修理人材や用具・原材料の確保及び支援の在り方、持続可能な文化財保存の在り方については、文化審議会文化財分科会の下企画調査会において、「持続可能な文化財の保存と活用の方策について（第二次答申）」（令和4年12月16日文化審議会文化財分科会）が取りまとめられました。また、埋蔵文化財をめぐる様々な課題については「これからの埋蔵文化財保護の在り方について（第一次報告書）」（4年7月22日文化審議会文化財分科会）が取りまとめられ、これに基づき文部科学省において、史跡相当の埋蔵文化財のリスト化等を進めています。

令和4年12月には、上記の答申を踏まえ、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るための5か年計画で

ある「文化財の匠プロジェクト」を改正し、文化財修理に不可欠な原材料のリスト化・支援充実、中堅・若手技術者等を対象とした表彰制度の創設、国指定文化財の長期的な修理需要予測調査などを新たに位置づけました。

本プロジェクトでは、引き続き、文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保、文化財保存技術に係る人材育成と修理等の拠点整備、文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保等の取組を推進します。

2 地域における文化財の保存・活用

平成30年の文化財保護法の改正により、文化財をまちづくりになかまじり、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくため、都道府県における文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）と、市町村における文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の制度が規定されました。大綱は、域内の文化財の保存・活用に係る基本的な方針、広域区域ごとの取組、災害発生時の対応等を記載した文化財の保存・活用に関する総合的な施策を盛り込むものであり、令和6年3月末現在、44道府県で作成されています。市町村の地域計画は、できる限り域内の文化

3 文化財の指定をはじめとする保存・継承のための取組

文化財を保存・継承するため、文化庁では、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定・登録し（図表2-7-2、図表2-7-3）、現状変更や輸出等について一定の制限を課す一方、有形の文化財については保存修理、防災、買上げ等を、また、無形の文化財については伝承者養成、記録作成等に対して補助を行うことによって文化財の保存を図っています。

また、地域の文化財を一体的に活用する取組として、文化財の公開施設の整備に対して補助を行ったり、展覧会等による文化財の鑑賞機会の拡大を図るなどの支援も行っています。

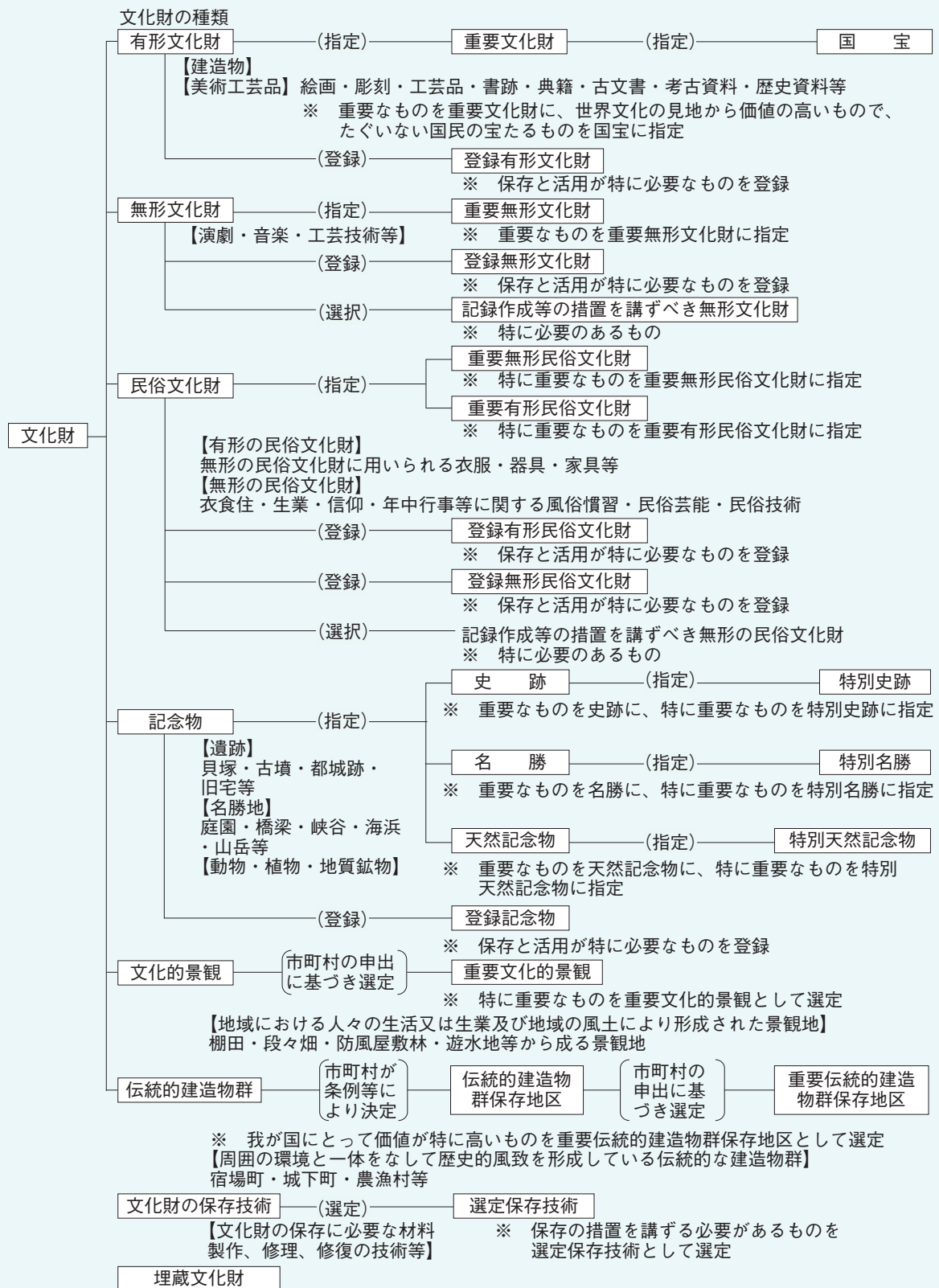
財を網羅的に把握した上で、域内の文化財の保存及び活用に関する基本的な方針、保存及び活用のために市町村が講ずる措置の内容等を記載するものであり、同年3月末現在、139市町が作成した地域計画が国の認定を受けています。作成した地域計画が国の認定を受けた場合、国に対して登録文化財とすべき物件を提案できる特例があります。また、国指定文化財の現状変更の許可等、文化庁長官の権限である一部の事務について、現状移譲されている都道府県・市のみならず、認定市町村でも特例的に自ら事務を実施できることとしています。今後、この大綱及び地域計画の作成は多くの地方公共団体で進んでいくことが見込まれており、4年4月から施行されている地方公共団体による登録制度の取組と併せて、各地域において、貴重な文化財を確実に把握し、地域において守り育てる取組が進むことが期待されます。

このような地域社会総がかりでの文化財の保存・活用の取組を促進するため、「地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボル整備等）」を設け、地域計画等に基づき地域の核（シンボル）となっている国登録文化財を戦略的に活用するための機能維持や、保存・活用を行う団体の取組等を支援する地方公共団体を後押しすることとしています（令和5年度採択実績：15件）。

また、地域の多様で豊かな文化遺産を継承するため、「地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産・地域計画等）」では、文化遺産を活用した普及啓発等の取組を支援しています。さらに「地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業）」では、地域の伝統行事や民俗芸能等の用具修理や後継者養成等の取組を支援しています。

図表 2-7-2

文化財保護の体系



図表 2-7-3

文化財指定等の件数

令和 6 年 4 月 1 日現在

【指 定】

1. 国宝・重要文化財

種 別 / 区 分		国 宝	重 要 文 化 財
美術 工 芸 品	絵 画	166	2,053
	彫 刻	140	2,732
	工 芸 品	254	2,475
	書跡・典籍	232	1,929
	古 文 書	62	789
	考 古 資 料	49	660
	歴 史 資 料	3	234
計		906	10,872
建 造 物		(295棟) 231	(5,457棟) 2,574
合 計		1,137	13,446

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

2. 史跡名勝天然記念物

特 別 史 跡	63	史 跡	1,895
特 別 名 勝	36	名 勝	429
特 別 天 然 記 念 物	75	天 然 記 念 物	1,040
計	174 (164)	計	3,364 (3,249)

(注) 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。

史跡名勝天然記念物には重複指定があり、() 内は実指定件数を示す。

3. 重要無形文化財

	各 個 認 定		保持団体等認定	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持団体等数
芸 能	36	54	15	15
工 芸 技 術	33	51	16	16
合 計	69	105	31	31

4. 重要有形民俗文化財

277 件

5. 重要無形民俗文化財

333 件

【選 定】

1. 重要文化的景観

72 件

2. 重要伝統的建造物群保存地区

127 地区

3. 選定保存技術

選定件数	保 持 者		保 存 団 体	
	件 数	人 数	件 数	団体数
86	53	62	43	45 (38)

(注) 保存団体には重複認定があり、() 内は実団体数を示す。

【登 録】

1. 登録有形文化財（建造物）

14,035 件

2. 登録有形文化財（美術工芸品）

17 件

3. 登録無形文化財

4 件

4. 登録有形民俗文化財

51 件

5. 登録無形民俗文化財

6 件

6. 登録記念物

132 件

(1) 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産や考古資料、歴史資料で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼んでいます。このうち、「建造物」以外のものを「美術工芸品」と呼んでいます。有形文化財のうち重要なものを「重要文化財」に指定し、さらに、重要文化財のうち世界文化の見地から特に価値の高いものを「国宝」に指定して重点的に保護しています（図表2-7-4、図表2-7-5）。

また、近年の国土開発や生活様式の変化等によって、消滅の危機にある近代等の有形文化財を登録という緩やかな手法で保護しています。

有形文化財は、主として木、紙、漆、絹等の天然素材に由来する材料で作られているものが多く、その保存・管理には適切な周期での修理が必要であるとともに防災対策が欠かせません。そのため、修理等に要する費用や、建造物については地震や火災等の被害から建造物を守るための工事や必要な設備の設置、危険木対策等の環境保全事業に対する補助を実施しています。

図表 2-7-4

令和5年度の国宝・重要文化財（建造物）の指定

○令和5年度の国宝（建造物）の指定

令和5年9月25日指定（1件）

通潤橋【熊本県上益城郡山都町】



【国宝】通潤橋（写真提供：山都町教育委員会）

○令和5年度重要文化財（建造物）の指定

令和5年9月25日指定（8件）

旧矢中家住宅【茨城県つくば市】

天満宮【群馬県桐生市】

手取川七ヶ用水取水施設【石川県白山市】

軽井沢夏の家（旧アントニン・レーモンド軽井沢別邸）【長野県北佐久郡軽井沢町】

真宗本願寺内事【京都府京都市】

櫻井神社【福岡県糸島市】

高祖神社本殿【福岡県糸島市】

日高家住宅【宮崎県延岡市】

令和6年1月19日指定（9件）

箭弓稲荷神社本殿・幣殿・拝殿【埼玉県東松山市】

宮津洗者聖若翰天主堂【京都府宮津市】

旧尾藤家住宅（京都府与謝郡与謝野町字加悦）【京都府与謝郡与謝野町】

円教寺摩尼殿【兵庫県姫路市】

金剛峯寺本坊【和歌山県伊都郡高野町】

旧広島陸軍被服支廠倉庫施設【広島県広島市】

釣島灯台【愛媛県松山市】

豊村酒造旧醸造場施設【福岡県福津市】

吉田松花堂【熊本県熊本市】

○令和5年度の国宝（美術工芸品）の答申

令和6年3月15日答申（計6件）

<彫刻の部>

木造六観音菩薩像、木造地藏菩薩立像

<書跡・典籍の部>

和漢朗詠集（雲紙）

金峯山経塚出土紺紙金字経（宗教法人金峯神社）

金峯山経塚出土紺紙金字経（宗教法人金峯山寺）

<古文書の部>

多賀城碑（天平宝字六年十二月一日）

<考古資料の部>

三重県宝塚一号墳出土埴輪

○令和5年度の重要文化財（美術工芸品）の答申

令和6年3月15日答申（36件）

<絵画の部>

紙本着色天子摂関大臣影

紙本着色厩図（六曲屏風）

紙本着色淡彩披瀝図

紙本着色日吉山王・祇園祭礼図（土佐光茂筆／六曲屏風）

絹本着色釈迦三尊像

紙本着色遊行上人絵伝

絹本着色五百羅漢図

板絵金地着色繫馬図（狩野山雪筆）

羽衣天女（本多錦吉郎筆明治二十三年／油絵麻布）

波切村（小野竹喬筆／絹本着色四曲屏風）

<彫刻の部>

木造如来立像（法隆寺献納）

木造牛頭天王坐像、木造女神坐像

南禅寺伝来諸像

木造阿弥陀如来立像（快慶作）

木造地藏菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

銅造観音菩薩立像

菊時絵螺鈿書棚（時絵川之邊一朝作、金具海野勝琅作）

小袖裂幅

赤地牡丹唐草文錦直垂

百草時絵葉簞笥（飯塚桃葉作）

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞

金銅雲龍文簞



和漢朗詠集 巻上 画像提供：皇居三の丸尚蔵館

(2) 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」と呼んでいます。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはその「わざ」を体現・体得した個人又は団体によって表現されます。

無形文化財のうち重要なものを「重要無形文化財」に指定し、同時に、これらの「わざ」を高度に体現・体得している者又は団体を「保持者」又は「保持団体」として認定しています（図表2-7-6）。保持者の認定には、重要無形文化財である芸能又は工芸技術を高度に体現・体得している者を認定する「各個認定」（この保持者がいわゆる「人間国宝」）と、二人以上の者が一体となって舞台を構成している芸能の場合は、その「わざ」を高度に体現している者が構成している団体の構成員を認定する「総合認定」が

あります。また、「保持団体認定」は、重要無形文化財の性格上個人的特色が薄く、かつ、その「わざ」を保持する者が多数いる場合、これらの者が主な構成員となっている団体を認定するものです。

重要無形文化財の各個認定の保持者に対し、「わざ」の錬磨向上と伝承者の養成のための特別助成金を交付するとともに、重要無形文化財の総合認定保持者が構成する団体や保持団体、地方公共団体等が行う伝承者養成事業、公開事業等を補助しています。また、我が国にとって歴史上、芸術上価値の高い重要無形文化財（工芸技術）を末永く継承し保護していくため、保持者の作品等の無形文化財資料を購入したり、その「わざ」を映像で記録して公開したりしています。

また、重要無形文化財以外の無形文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録無形文化財として登録しています。

図表 2-7-6

令和 5 年度の重要無形文化財の指定・認定

令和 5 年 10 月 18 日指定・認定

○芸能の部

- ・能ワキ方
みやぞのぶししや み せん
- ・宮園節三味線
こてんらくご
- ・古典落語
のう
- ・能シテ方
きょうばん
- ・狂言
にんぎょうじょう る り ぶんらくにんぎょう
- ・人形 浄瑠璃文楽人形
か ぶ ね せ ぎ ぶ ぎ
- ・歌舞伎脇役
ほうしょう きん や
寶生 欣哉 (芸名)
やま だ かず よ
山田 和代 (芸名)
わかばやし つね お
若林 恒夫 (芸名)
こんごう ひさのり
金剛 永謹
しげやま し め
茂山 七五三
おおにし たま お
大西 彰 (芸名) 吉田 玉男
おがわ しんいち
小川 進一 (芸名) 中村 歌六
- ほうしょう きん や
宝生 欣哉 (芸名)
みやぞの せん か ず や
宮園 千佳寿弥
ご かいどう くもすけ
五街道 雲助

- ・琉球 古典音楽
に ほん ぶ じやう
日本舞踊

- ・大湾 清之
に ほん ぶ じやう ほんかい
日本舞踊保存会

○工芸技術の部

- ・首里の織物
しゅり おりもの
- ・長板 中形
ながいたちゅうがた
- ・木工芸
もくこうげい
- ・竹工芸
ちくこうげい
- しゅくみね きやう こ
祝 嶺 恭子
まつばら のぶ お
松原 伸生
みやもと てい じ
宮本 貞治
ふじつか ひろ し
藤塚 洋史 (雅号) 藤塚 松星

(3) 民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものを「民俗文化財」と呼んでいます。民俗文化財には有形のものと無形のものがあります。

有形、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、保存しています(図表 2-7-7)。また、重要有形民俗文化財・重要無形民俗文化財以外の民俗文化財のうち、保存・活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」、「登録無形民俗文化財」に登録するとともに、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に記録作成等を行う必要があるものを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択しています。

民俗文化財は日常生活に基盤を置くものであり、近年の急激な社会構造や生活様式の変化によって変容・衰退のおそれがあります。文化庁では、重要有形民俗文化財に指定された衣服や器具・家屋等を保護するため、管理や修理、保存活用施設の整備等の事業を補助するとともに、重要無形民俗文化財に関する伝承者の養成や用具等の修理・新調等の事業に対しても補助を行っています。また、文化庁が選択した無形の民俗文化財を対象に、特に変容・衰滅のおそれが高いものについて、計画的に映像等による記録保存を確実に進めています。

(4) 記念物

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの、動物や植物、地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものを総称して「記念物」と呼んでいます。記念物のうち重要なものを、遺跡は「史跡」に、名勝地は「名勝」に、動物、植物、地質鉱物は「天然記念物」に指定し、さらに、それらのうち特に重要なものについては、「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定して保護しています(図表 2-7-8)。

指定・登録された史跡等について、保存と活用を図るための計画策定や整備等を行う所有者、管理団体等に対する補助を行うとともに、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対する補助を実施しています。

図表 2-7-7

令和 5 年度の重要有形民俗文化財等の指定

令和 6 年 3 月 21 日指定

○重要有形民俗文化財の指定 (1 件)

- ・佐野の天明 鋳物生産用具及び製品
さの てんめい い ものせいさんようぐ せいひん

○重要無形民俗文化財 (4 件)

- ・法多山の田遊び
はつ た さん た あそび
- ・當麻寺練供養
たい ま であおき けう ぎやう
- ・小豆島農村歌舞伎
しょう とう しまのうそん か ぶ き
- ・川内大綱引
せんだいおかつなぎ

図表2-7-8

令和5年度の史跡名勝天然記念物の指定

○令和5年度の史跡の指定

令和6年2月21日指定（9件）

十五郎穴横穴群 [茨城県ひたちなか市]

姉小路氏城跡 [岐阜県飛騨市]

三河国府跡 [愛知県豊川市]

尾高城跡 [鳥取県米子市]

広島原爆遺跡 [広島県広島市]

西条酒蔵群 [広島県東広島市]

勝賀城跡 [香川県高松市]

博多遺跡 [福岡県福岡市]

菊池氏遺跡 [熊本県菊池市]

○令和5年度の名勝の指定

令和6年2月21日指定（1件）

白水滝 [岐阜県大野郡白川村]

○令和5年度の天然記念物の指定

令和6年2月21日指定（1件）

西別渥原ヤチカンバ群落 [北海道野付郡別海町]

○令和5年度の天然記念物及び名勝の指定

令和6年2月21日指定（1件）

サンニヌ台 [沖縄県八重山郡与那国町]



十五郎穴横穴群（写真提供：ひたちなか市）

（5）文化的景観

山間に広がる棚田、野焼きにより維持される牧野、防風林が廻らされる集落等、地域における人々の生活又は生業と当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活や生業を理解するために欠くことのできないものを「文化的景観」と呼んでいます。都道府県又は市町村が定めた文化的景観のうち、その申出に基づき、特に重要なものを文部科学大臣は「重要文化的景観」に選定します。申出に当たり、地方公共団体は、当該文化的景観が景観法に規定される景観計画区域又は景観地区に含まれていること、自然・緑地・農地等を保全する法律に基づく条例で保存の措置が講じられていること、文化的景観保存活用計画が策定されていること等の要件を満たす必要があります。

文化庁では、地方公共団体が行う文化的景観の保存調査や保存活用計画の策定、重要文化的景観の整備、勉強会やワークショップ等の普及啓発事業等に補助を行っています。

（6）伝統的建造物群

周囲の環境と一体を成して歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いものを「伝統的建造物群」と呼んでおり、城下町や宿場町、門前町、農山村集落などがこれに当たります。伝統的建造物群を有する市町村は、伝統的建造物群やこれと一体を成して価値を形成している環境を保存するために「伝統的建造物群保存地区」を定め、伝統的建造物の現状変更の規制等を行い、歴史的集落や町並みの保存と活用を図っています。文化庁では、伝統的建造物群保存地区のうち、市町村の申出に基づき、我が国にとってその価値が特に高いものを「重要伝統的建造物群保

存地区」に選定しています（図表2-7-9）。

「伝統的建造物群」を持つ市町村が行う伝統的建造物群の保存状況等の調査や、重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の修理、伝統的建造物以外の建築物等の修景、伝統的建造物群と一体を成して価値を形成している環境の復旧、防災計画を策定するための経費、防災のための施設・設備の整備、建造物や土地の公有化等の事業を補助しています。

図表2-7-9

令和5年度的重要伝統的建造物群保存地区の選定

令和5年12月15日選定（1件）

宇和島市津島町岩松伝統的建造物群保存地区 [愛媛県宇和島市]



宇和島市津島町岩松（写真提供：宇和島市教育委員会）

(7) 文化財の保存技術

我が国固有の文化によって生み出され、現在まで保存・継承されてきた文化財を確実に後世へ伝えていくために欠くことのできない文化財の修理技術・技能やこれらに用いられる材料・道具の製作技術等を「文化財の保存技術」と呼んでいます。文化財の保存技術のうち保存の措置を講ず

る必要があるものを「選定保存技術」に選定するとともに、その技術を正しく体得している者を「保持者」として、技術の保存のための事業を行う団体を「保存団体」として、それぞれ認定し、保護を図っています（図表2-7-10）。

図表 2-7-10 令和5年度の選定保存技術の選定・認定

令和5年10月18日選定・認定

○有形文化財等関係

・手織中継表製作 糸山 淳平
・手縫薬床製作 荒川 有三
・表装建具製作 臼井 浩明

・手織中継表製作 一般社団法人 文化財 量 技 術 保存会
・表装製製作 一般社団法人 文化財 修理 表 装 裂 継 承 協会

○無形文化財等関係

・能装束製作 能装束製作技術保存会

(8) 文化財を確実に次世代に継承するための取組の充実

無形文化財の伝承や有形文化財の保存修理等のために必要となる伝統的な用具・原材料の入手が困難となってきた状況を受けて、その安定的な確保を目指し、関連技術の内容や生産現場の実状を正確に把握するための実態調査や科学的な調査等を行っています。

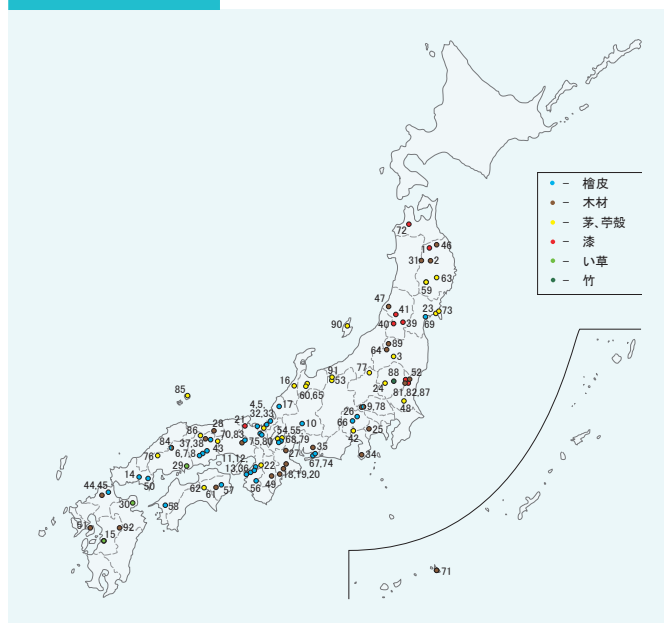
また、「ふるさと文化財の森システム推進事業」において、資材供給林（ふるさと文化財の森）を全国92箇所設定し（図表2-7-11）、建造物の保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材（特に大径材、高品位材等、市場からの調達が困難なもの）、檜皮、茅、漆等の植物性資材の安定的な確保に向けた支援を行うとともに、当該資材に関する技能者の育成等を行っています。令和6年3月には、西会津のキリ林（福島県西会津町）など4か所がふるさと文化財の森に設定されました。キリは美術工芸品を保存するための箱などにも使用されます。

さらに、美術工芸品を災害や盗難等の被害から守るため、手引の作成や研修会の開催など、防災・防犯意識の向上や有効な対策への理解を促進するための取組を実施するとともに、海外流出や散逸等のおそれがある国宝・重要文化財等についても、国で買い取り保存しています。あわせて、海外流出を防ぐために、古美術品を海外に輸出する際には、当該古美術品が国宝・重要文化財に指定されておらず重要美術品に認定されていないことを証明する「古美術品輸出鑑査証明」を発行しています。また、美術工芸品の活用を図るため、文化財保存施設の整備の推進や、国宝・重要文化財が出品される展覧会への支援とともに、国所有の国宝・重要文化財を文化庁主催展覧会に出品したり、博物館等に貸与したりしています。

国宝・重要文化財（美術工芸品）について、令和5年3月

末の調査時点における全指定件数1万524件のうち、所在不明の文化財は140件、追加確認の必要がある文化財は49件でした。なお、平成31年2月から文化庁ウェブサイト上で、これら所在不明文化財に係る最新情報を公表しています。

図表 2-7-11 ふるさと文化財の森 設定地一覧



4 埋蔵文化財の保護

「埋蔵文化財」（土地に埋蔵されている文化財）は、その土地に生きた人々の営みを示す遺産であり、土地に刻まれた地域の歴史と文化そのものです。

埋蔵文化財を保護するために、「埋蔵文化財包蔵地」（全国に約47万2,000件）として周知された土地で開発事業

等を行う場合、事前にその遺跡の内容を確認するための試掘・確認調査等を行います。そして、遺跡を現状保存するために調整を行います。やむを得ず現状保存できない場合は、遺跡の記録を作成してそれを保存するための発掘調査が必要になります（記録保存調査）。また、地域にとって重要な遺跡を積極的に現状保存するために、発掘調査を行う場合もあります（保存目的調査等）。

現在、毎年約8,000件の発掘調査が全国で行われ、多くの成果が得られています。文化庁では、その成果をより多くの国民に、できるだけ早く、分かりやすく伝えるために、毎年「発掘された日本列島」展を開催しています。第29回目となる令和5年度の展覧会は、山梨県立考古博物館、対馬博物館を巡回し、実施しました。

令和5年度からは、労働者不足や物価上昇等の課題に対応するため、三次元技術等の最新技術を遺跡の把握や発掘調査に導入し、普及させるために必要な調査研究を実施しています。また、水中に所在する埋蔵文化財（水中遺跡）の保護を推進するため、地方自治体での調査の実践と調査技術の共有等を目的とした調査研究も進めています。



装飾付器台（大阪府大石古墳出土）



十六間筋兜（埼玉県騎西城跡・騎西城武家屋敷跡出土）

5 古墳壁画の保存と活用

我が国では2例しか確認されていない極彩色古墳壁画である高松塚古墳及びキトラ古墳の両古墳壁画は、それぞれ「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設」及び「キトラ古墳壁画保存管理施設」で保存管理・活用等が行われています。国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設においては、令和5年度は修理作業室の公開を行い、合計28日間の公開期間中に4,335人の来場がありました。

国宝高松塚古墳壁画は、石室を解体して壁画を修理する保存方針に基づき、仮設修理施設において保存修理作業等を実施し、令和元年度に修理が終わりました。修理終了後の、当面の間、壁画及び石室石材を保存展示するための施設の建設に向けて、3年度に策定した基本構想を基に6年3月に「高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称）基本計画」を策定しました。

キトラ古墳壁画は、令和元年7月に国宝に指定されました。特別史跡キトラ古墳と国宝キトラ古墳壁画の恒久的な保存と確実な継承のため、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区のキトラ古墳壁画保存管理施設（キトラ古墳壁画体験館「四神の館」内）で一般公開を行い、5年度は4回の公開期間中（112日間）、合計2万4,690人の来場がありました。

6 世界文化遺産と無形文化遺産

（1）世界文化遺産

世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）は、顕著な普遍的価値を持つ文化遺産・自然遺産を、人類全体のための世界の遺産として損傷・破壊等の脅威から保護することを目的として、昭和47年に国際連合教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）総会で採択され、我が国は平成4年に条約を締結しました。令和6年3月末現在の締約国数は195か国になっています。

毎年1回開催される世界遺産委員会では、締約国からの推薦や諮問機関の評価等に基づいて審議が行われ、顕著な普遍的価値を持つと認められる文化遺産・自然遺産が世界遺産一覧表に記載されます。令和6年3月末現在で1,199件の遺産（文化遺産933件、自然遺産227件、複合遺産39件）が記載されています。3年7月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」と「北海道・北東北の縄文遺跡群」が記載され、我が国の世界遺産一覧表記載物件は文化遺産20件、自然遺産5件となっています（図表2-7-12）。

令和5年1月に、「佐渡島の金山」の推薦書正式版をユネスコに提出したところであり、登録に向け、引き続き取り組んでいきます。

図表 2-7-12

我が国の世界遺産一覧

	記載物件名	所在地	記載年	区分
①	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成 5 年	文化
②	姫路城	兵庫県	平成 5 年	文化
③	屋久島	鹿児島県	平成 5 年	自然
④	白神山地	青森県・秋田県	平成 5 年	自然
⑤	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	京都府・滋賀県	平成 6 年	文化
⑥	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	平成 7 年	文化
⑦	原爆ドーム	広島県	平成 8 年	文化
⑧	厳島神社	広島県	平成 8 年	文化
⑨	古都奈良の文化財	奈良県	平成 10 年	文化
⑩	日光の社寺	栃木県	平成 11 年	文化
⑪	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成 12 年	文化
⑫	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	平成 16 年	文化
⑬	知床	北海道	平成 17 年	自然
⑭	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成 19 年	文化
⑮	小笠原諸島	東京都	平成 23 年	自然
⑯	平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	岩手県	平成 23 年	文化
⑰	富士山—信仰の対象と芸術の源泉	山梨県・静岡県	平成 25 年	文化
⑱	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成 26 年	文化
⑲	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	平成 27 年	文化
⑳	国立西洋美術館（ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—）	東京都（他フランス・ドイツ・スイス・ベルギー・アルゼンチン・インド）	平成 28 年	文化
㉑	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	平成 29 年	文化
㉒	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県・熊本県	平成 30 年	文化
㉓	百舌鳥・古市古墳群 —古代日本の墳墓群—	大阪府	令和元年	文化
㉔	奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島	鹿児島県・沖縄県	令和 3 年	自然
㉕	北海道・北東北の縄文遺跡群	北海道・青森県・岩手県・秋田県	令和 3 年	文化

（２）無形文化遺産の保護に関する取組

世界各地において、生活様式の変化など社会の変容に伴って、多くの無形文化遺産が衰退や消滅の危機にさらされる中、平成 15 年のユネスコ総会において、無形文化遺産の保護に関する条約が採択され、18 年 4 月に発効しました。我が国は、16 年に 3 番目の締約国となりました。令和 6 年 3 月末現在、この条約には 183 か国が加盟しています。この条約では、無形文化遺産を保護することを目的として、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」の作成、無形文化遺産の保護のための国際的な

協力及び援助体制の確立、締約国が取るべき必要な措置等について規定されています。

令和 4 年 11 月、「風流踊」が無形文化遺産代表一覧表に記載され、現在、我が国からの代表一覧表記載件数は 22 件となっています（図表 2-7-13）。

現在、ユネスコ無形文化遺産代表一覧表への新規提案として「伝統的酒造り」及び「書道」を、拡張提案として「和紙：日本の手漉和紙技術」、「山・鉾・屋台行事」、「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を提案しています。

図表 2-7-13 代表一覧表に記載されている我が国の無形文化遺産

名 称	記載年	名 称	記載年
ノウダク 能楽	平成20年記載	クミオドリ 組 踊	平成22年記載
ニンギョウジョウ ル リ プンラク 人形 浄 瑠璃文楽	平成20年記載	ユウキ ツムギ 結城 紬	平成22年記載
カ ブ キ 歌舞伎	平成20年記載	ミヅ ハナ タウエ 壬生の花田植	平成23年記載
ガ ガク 雅楽	平成21年記載	サ ダ シンノウ 佐陀神能	平成23年記載
オヂ ヤチヂミ ミチゴ ジョウ フ 小千谷縮・越後上 布	平成21年記載	ナ ナチ デンダク 那智の田楽	平成24年記載
オウ ノ ト 奥能登のあえのこと	平成21年記載	ワ ショク ニ ホンジン デントウテキ ショクブン カ 和食；日本人の伝統的な食文化	平成25年記載
ハヤチ ネ カグラ 早池峰神楽	平成21年記載	ワ シ ニ キン テスキワ シ ギョジュツ 和紙：日本の手漉和紙技 術	平成26年記載
アキ ウ タウエオドリ 秋保の田植 踊	平成21年記載	ヤマ ホコ ヤ タイギョウ ジ 山・鉾・屋台 行事	平成28年記載
ダイニチドウ プ ガク 大日堂舞楽	平成21年記載	ライホウシン カメン カソウ カミガミ 来訪神：仮面・仮装の神々	平成30年度記載
ダイモクタテ 題目立	平成21年記載	デントウケンチクウショウ ウザ モクゾウケンゾウブツ ウ ツ 伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技 術	令和2年記載
コシキ プ ヨウ アイヌ古式舞踊	平成21年記載	フリュウオドリ 風 流 踊	令和4年記載

7 文化財の防火対策

平成31年4月のノートルダム大聖堂（フランス）において発生した火災を受け、文化財の総合的な防火対策の検討・実施に資するよう国宝・重要文化財（建造物）及び国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン（同年9月2日策定）を作成しました。加えて、令和元年10月の首里城正殿等の火災を受け、同ガイドラインの改訂を行うとともに、世界遺産や国宝を対

象とした総合的・計画的な防火対策を重点的に進めるため、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（同年12月23日文科科学大臣決定）を策定し、同計画に基づき文化財の防火対策を進めています。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に、文化財の防火対策・耐震対策を追加し、火災や地震から文化財を守るための対策を重点的に実施しています。

第3節 文化財をはじめとする文化資源を活用した付加価値の創出

1 文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

平成28年に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「文化財の観光資源としての開花」が掲げられました。令和5年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」をはじめとする計画等においても、文化資源の観光資源としての魅力の向上等が掲げられており、そうした政府方針を踏まえ、文化庁では文化資源の磨き上げや高付加価値化等、インバウンドにとって文化資源がより魅力的なものとなるような取組への支援を行っています。

2 文化資源を活用した経済活性化の促進

平成31年1月に、国際観光旅客税が創設され、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化が推進されています。

文化庁では、文化財をはじめとした我が国固有の文化資源についても、国内外問わず多くの人々にその歴史的価値・魅力を発信するため、新たな付加価値を付け、より魅力的なものとなるよう磨き上げる取組を支援しています。

具体的には、2025年大阪・関西万博に向けて、日本各地の最高峰の文化資源を更に磨き上げる「日本博2.0」や、実際に文化財を訪れることで生きた歴史の体感・体験を通じて文化財の理解を促進する取組を支援する生きた歴史体感プログラム（Living History）事業等によって、観光インバウンドに資するコンテンツの創出を進めるとともに、日本文化の魅力を効果的にオンライン発信することで、観光振興・地域経済の活性化の好循環を促進していきます。

第4節 文化観光の推進

1 文化観光推進法に基づく文化観光拠点の整備等

文化の振興を起点として、観光の振興及び地域の活性化の好循環を創出するためには、地域において文化の理解を深めることができる機会を拡大し、これにより国内外からの観光旅客の来訪を促進していくことが重要です。

こうした観点から、博物館等の文化施設を拠点として、地域における文化観光を推進するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（いわゆる「文化観光推進法」）に基づき、令和5年度までに、51件の拠点計画及び地域計画を認定しています。これらの計画に基づく文化資源の磨き上げ等の取組について、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業」等により支援しました。

2 日本遺産の魅力発信

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを日本遺産として認定する仕組みを平成27年度に創設し、これまでに104件を認定しました。

認定地域に対しては、①コンテンツ制作やガイド育成等の情報発信・人材育成、②ストーリーの普及啓発、③調査

研究、④説明板の設置等の公開活用のための整備に対して必要な財政支援を行い、地域活性化を図っています。また、29年度に認定された17地域に対して総括評価・継続審査を行うとともに、他の地域のモデルとなる地域として重点支援地域を選定する等、日本遺産のブランド力の維持・強化を図りました。

令和5年11月には、東京都八王子市で各認定地域が一堂に会した「日本遺産フェスティバルin桑都・八王子」を開催し、ブース出展等により地域の魅力発信を行いました。また、日本遺産の認知度の向上等を図るため、日本遺産の日である2月13日を記念して、シンポジウムを開催しました。加えて、有識者委員会において取りまとめられた「令和3年度の総括評価・継続審査を踏まえた地域活性化計画等の改善について」（3年12月）に基づき、日本遺産ストーリーを中心とした地域の活性化・観光の振興を図るため、重点支援地域において今後の日本遺産事業のモデルを構築するなど、日本遺産全体のブランド力向上に取り組んでいるところです。

今後とも、これらの取組を通じて、日本遺産を活用した地域の活性化や、日本文化の国内外への戦略的な発信に積極的に取り組んでいきます。

第5節 博物館・劇場等の振興

1 博物館の振興

（1）博物館法改正と博物館の活性化

令和5年4月、約70年ぶりの大幅な見直しとなった改正博物館法が施行され、地域の活性化拠点としての博物館の役割が改めて規定されたほか、博物館数の増加や設置主体の多様化等を受け、登録制度についても大きく見直されることとなりました。文化庁では今回の改正博物館法施行を契機として、5年間の経過措置期間（9年度末まで）を集中取組期間として設定しています。これに伴い、5年度は、新法における博物館登録等の意義や実務上の手続きについての勉強会の実施、会員制度やクラウドファンディングなど経営基盤強化に係る調査研究、今後求められる学芸員の資質の獲得と向上を目的とした新しい研修の開催等を実施したところです。

（2）美術品補償制度

展覧会における美術品損害の補償に関する法律に基づいて、展覧会のために海外等から借り受けた美術品に損害が生じた場合にその損害を政府が補償する「美術品補償制

度」が設けられています。この制度の創設以来、令和6年4月末現在で51件の展覧会が美術品補償制度の対象になっています。美術品補償制度によって、展覧会の主催者の保険料負担が軽減され、広く全国で優れた展覧会が安定的・継続的に開催されることが期待されています。

また、「海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律」によって、従来は強制執行等の禁止措置が担保されていないために借り受けることが困難であった海外の美術品等を公開する展覧会の開催が可能となっています。

（3）登録美術品制度

美術品の美術館における公開の促進に関する法律に基づいて、優れた美術品の美術館や博物館における公開を促進する「登録美術品制度」が設けられています。この制度は、優れた美術品について、個人や企業等の所有者からの申請に基づき、専門家の意見を参考にして文化庁長官が登録するものです。登録された美術品は、所有者と美術館の設置者との間で結ばれる登録美術品公開契約に基づき、当該美術館で5年以上の期間にわたって計画的に公開・保管

されます。また、登録美術品については、相続税の物納の特例措置が設けられています。なお、令和2年度税制改正大綱を受けた3年4月の登録基準の改正により登録対象が拡大し、制作者が生存中である美術品のうち一定のものが加わりました。

（4）国立施設の取組

①国立美術館

国立美術館では、東京国立近代美術館、国立工芸館、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館を設置しています。各国立美術館は、それぞれの特色を生かしつつ、連携・協力して、美術作品の収集・展示、教育普及活動やこれらに関する調査研究を行うとともに、我が国の美術振興の拠点として、国内外の研究者との交流、学芸員の資質向上のための研修、公私立美術館に対する助言、地方における巡回展等を行っています^{*1}。また、国内外の美術館、研究機関をはじめ関係者と連携・協力し、アート振興の基盤整備及び国際発信と持続的な発展に寄与するため、令和5年3月に国立アートリサーチセンターを設置しました。

令和5年度に開催した主な展覧会としては「ガウディとサグラダ・ファミリア展」（東京国立近代美術館）、「皇居三の丸尚蔵館収蔵品展 皇室と石川 一麗しき美の煌めき」（国立工芸館）、「開館60周年記念 京都画壇の青春 一栖鳳、松園につづく新世代たち」（京都国立近代美術館）、「パリポンピドゥーセンター キュビズム展—美の革命ピカソ、ブラックからドローネー、シャガールへ」（国立西洋美術館）、「ホーム・スイート・ホーム」（国立国際美術館）、「イヴ・サンローラン展 時を超えるスタイル」（国立新美術館）などが挙げられます。そのほか、国立映画アーカイブは、「逝ける映画人を偲んで2021-2022」の上映などを行いました。

令和5年度の国立アートリサーチセンターにおける主な取組としては、欧州、米国、アジアの国立美術館長らを登壇者として設立記念シンポジウム「ナショナル・アートミュージアムのいま」を開催したほか、日本のアーティストに特化した「日本アーティスト事典（Dictionary of Artists in Japan）」（通称DAJ）（日英2か国語）をオンライン公開しました。また、主に発達障害のある方とその家族に向けた、やさしい文章と写真による来館案内冊子「ソーシャルストーリー」を、国立美術館7館分作成し、ウェブサイトに掲載しました。

②国立文化財機構

国立文化財機構は、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館に令和5年10月に宮内庁から移管された皇居三の丸尚蔵館を加えた五つの国立博物館を設置し、有形文化財を収集・保管して広く観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた8施設と、本部に設置された文化財活用センター及び文化財防災センターにおいて調査・研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的としています^{*2}。国立博物館では、収蔵する国宝・重要文化財等を活用し、日本の歴史・伝統文化や東洋文化の魅力を国内外に発信する拠点としての役割を担っています。令和5年度に開催した主な特別展は「古代メキシコ —マヤ、アステカ、テオティワカン」（東京国立博物館）、「親鸞 一生涯と名宝」（京都国立博物館）、「聖地 南山城 一奈良と京都を結ぶ祈りの至宝」（奈良国立博物館）、「生誕270年 長沢芦雪—若沖、応挙につづく天才画家—」（九州国立博物館）などが挙げられます。各研究所では、貴重な文化財を次代へ継承していくために必要な知識・技術の基盤の形成に寄与するための調査研究を行っています。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震への対応として、文化財防災センターが中心となり、被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）と被災建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）を進めています。

文化財活用センターでは、企業と共同して文化財に親しむためのコンテンツ開発とモデル事業を推進するとともに、文化財機構の収蔵品を国内博物館等に貸し出し、地域ゆかりの歴史や文化をテーマとする展覧会への活用を図る収蔵品貸与促進事業、文化財の保存と活用を目的とするファンドレイジング事業等を実施しています。

③国立科学博物館

国立科学博物館は、国立で唯一の総合科学博物館であり、自然史、科学技術史に関する調査・研究、標本・資料の収集・保管とその継承を進めるとともに、調査研究の成果や標本・資料を生かして展示や学習支援活動を実施しています^{*3}。

令和5年度は、展示活動については、多様な機関との連携・協力を図りながら、内容や手法等を工夫した多彩で魅力的な展示を実施するとともに、今後の常設展示の改修について引き続き検討を進めました。

特別展については、「恐竜博2023」、「海 一生命のみなもと—」、「和食 ～日本の自然、人々の知恵～」、「大埔

*1 参照：http://www.artmuseums.go.jp/

*2 参照：https://www.nich.go.jp/

*3 参照：https://www.kahaku.go.jp

乳類展3－わけてつなげて大行進」を、企画展については、「科博の標本・資料でたどる日本の哺乳類学の軌跡」、「震災からのあゆみ－未来へつなげる科学技術－」等を開催しました。さらに、令和3年度に巡回を開始した巡回展「WHO ARE WE」や「ポケモン化石博物館」の巡回を引き続き実施しました。

学習支援活動については、未就学児から成人まで幅広い世代に自然や科学の面白さを伝え共に考える機会を提供する講座や全国41地域の博物館・教育委員会と協働した「教員のための博物館の日」等を実施しました。

また、遠隔地の方でも自宅から博物館体験ができる「おうちで体験！かはくVR」の拡充やバーチャル企画展「電子楽器の創造展」の開催、研究者による研究解説や展示解説のYouTube等によるオンデマンド動画配信及びライブ配信等、多様なコンテンツを公開して、研究成果発信と所蔵標本・資料の活用を推進しました。

さらに、開園40周年を迎えた筑波実験植物園では、世界で最も大きな花の一つであるショクダイオオコンニャクの開花等により、初めて年間来園者が10万人を超えました。



常設展示（地球館1階 地球史ナビゲーター）

④国立近現代建築資料館

国立近現代建築資料館は、近現代建築に関する資料（図面など）を次世代に継承するための保存と活用を行う建築資料専門のアーカイブズ施設^{*4}です。

同館では、近現代建築資料に関する情報収集、資料の収集・保管・公開及び調査研究を行うとともに、展覧会の開催を通じて、我が国の建築文化に対する国民への理解増進を図っています。

令和5年度は、「文化庁国立近現代建築資料館 [NAMA] 10周年記念アーカイブズ特別展 日本の近現代建築家たち」（第1部「覚醒と出発」7月25日から10月15日）、

（第2部「飛躍と挑戦」11月1日から2月4日）を開催しました。

また、収集資料のデジタル化についても積極的に実施し、利用者の利便性向上に向けた取組も進めています。



第1部「覚醒と出発」会場



第2部「飛躍と挑戦」会場

⑤国立アイヌ民族博物館

令和2年に開館した国立アイヌ民族博物館は、先住民族アイヌを主題とした初の国立博物館であり、また、アイヌ文化の復興・発展の拠点となるウポポイ^{*5}（民族共生象徴空間）の中核施設です^{*6}。「先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する」という理念の下、「私たちの」という切り口で、アイヌの視点から紹介する六つのテーマで構成する基本展示や、体験キットを手にとって体感できる探究展示“テンパテンパ”^{*7}、高精細の映像が楽しめるシアターの映像等を通して、アイヌの歴史や文化を総合的・一体的に展示します。

また、館内の第一言語をアイヌ語とし、サインや展示解説等にアイヌ語を積極的に使用するとともに、最大8言語の多言語対応により、多様な来館者の理解促進とアイヌ語に触れる機会の創出を図ることとしています。

*4 参照：<https://nama.bunka.go.jp/>

*5 ウポポイとは、「(おおぜいで) 歌うこと」というアイヌ語による愛称。

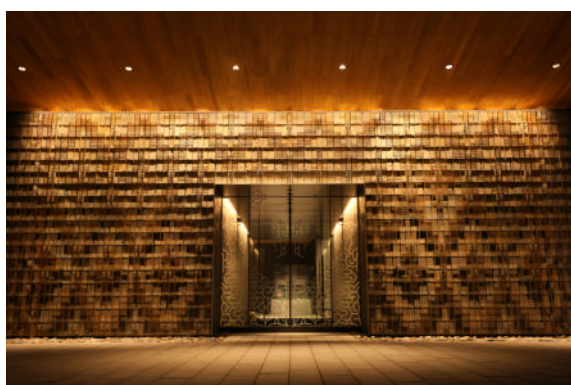
*6 参照：<https://nam.go.jp/>

*7 テンパテンパとは、「触ってね」というアイヌ語による愛称。

令和5年度は、特別展示「考古学と歴史からみるアイヌ史展 ―19世紀までの軌跡―」や、国立近現代建築資料館を会場としたブンカラ^{*8}協働展示「アイヌの建築と工芸の世界 ―チセ、マキリ、アットゥシー―」等を開催しました。



国立アイヌ民族博物館



伝統的な文様が印象的なエントランス

2 劇場・音楽堂等の振興

(1) 劇場・音楽堂等の活性化

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律及び「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」の趣旨を踏まえ、文化拠点である劇場、音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発事業等を支援することによって、劇場、音楽堂等の活性化を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進する「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」を実施しています（令和5年度採択実績：131件）。

(2) 障害者等に対応した劇場・音楽堂等に関する税制措置

平成30年、障害者や高齢者に対して高度なバリアフリー対策を行った劇場・音楽堂等に対し、固定資産税等を減免する時限の特例措置が創設されました。本特例措置の期限は令和7年度まで延長されており、本措置や関連予算を通じて、劇場・音楽堂等におけるバリアフリー化の取組を推進しています。

(3) 日本芸術文化振興会

① 伝統芸能の保存・振興

我が国の伝統芸能の振興の拠点として、国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわが設置されています。日本芸術文化振興会は、これらの5館を通して、歌舞伎、文楽、舞踊、邦楽、大衆芸能（落語、講談、浪曲、漫才、太神楽、奇術等）、能楽、組踊等の伝統芸能の公開や、伝承者の養成、伝統芸能に関する調査研究・資料の収集及び活用、劇場施設の貸与等を行っています。

なお、国立劇場・国立演芸場は施設の老朽化に伴い、令和5年10月末に閉場しました。今後、一刻も早い再開場に向けて再整備を進めていきます。閉場に伴い、公演事業や伝承者の養成を他の劇場・施設等において継続するとともに、伝統芸能の公演機会の確保に関する支援についても取り組んでいきます。

令和5年度の公演事業では、5館で計155公演（934回）を実施しました。歌舞伎では、若手俳優も積極的に起用し、義太夫狂言の名作「妹背山婦女庭訓」を2か月にわたって通し狂言として上演しました。

文楽では、近松門左衛門300回忌にちなみ、4月文楽公演では「曾根崎心中」、11月公演では「冥途の飛脚」、初春文楽公演では「平家女護島」を上演しました。また、「妹背山婦女庭訓」を4月文楽公演で初段から三段目まで、夏休み文楽特別公演で四段目を上演し、文楽劇場ではこれまで上演しなかった場面の上演を試みました（国立文楽劇場）。このほか8月特別企画公演では、日本芸術文化振興会の各劇場で取り組んでいる養成研修の修了者による古典と現代を織り交ぜた合同公演を行いました。

大衆芸能では、日本演芸家連合の出演による「演芸大にぎわい～東から西から～」等の公演を実施しました（国立演芸場）。

能楽については、9月の「国立能楽堂開場40周年記念公演」など、現代能楽界を代表する演者による能・狂言の名作・大曲・稀曲等を上演しました。また、初心者向けにコンパクトな内容の「ショーケース」公演を定期的に開催し、高い関心を集めました（国立能楽堂）。

組踊等については、令和6年に開場20周年を迎えたことから、同年1月から3月にわたり、開場時になぞらえ組踊をはじめ琉球舞踊、三線音楽、沖縄芝居、民俗芸能、本土の芸能の各ジャンル6公演を開場20周年記念公演として上演しました（国立劇場おきなわ）。また、外国人を対象とした、「Discover KABUKI」等を上演しました。

伝承者養成事業では、令和6年3月現在、歌舞伎俳優5人、歌舞伎音楽（竹本）3人、歌舞伎音楽（鳴物）1人、

^{*8} ブンカラとは、ブドウ、サルナシなどの“植物の蔓”を意味するアイヌ語であり、「アイヌ文化でつながる博物館等ネットワーク事業」の愛称。

歌舞伎音楽（長唄）1人、大衆芸能（太神楽）2人、能楽6人、組踊9人がそれぞれ研修中です。

また、伝統芸能に関する調査研究を継続的に実施しているほか、各館において展示や各種講座等を実施し、伝統芸能に関する理解促進と普及に努めています。

②現代舞台芸術の振興・普及

我が国の現代舞台芸術の振興の拠点として、新国立劇場が設置されています。日本芸術文化振興会は、新国立劇場を通して、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇等の公演の実施や、実演家等の研修、現代舞台芸術に関する調査研究・資料の収集及び活用、劇場施設の貸与等を行っています*9。

令和5年度の公演事業としては、オペラ「シモン・ボッカネグラ」、バレエ「ドン・キホーテ」、現代舞踊「DANCE to the Future : Young NBJ GALA」、演劇 シェイクスピア、ダークコメディ交互上演「尺には尺を」、「終わりよければすべてよし」など、計25公演（238回）を実施しま

した。

実演家研修事業では、令和6年3月現在、オペラ14人、バレエ16人、演劇30人がそれぞれ研修中です。

また、新国立劇場館内や情報センターにおいて展示や各種講座等を実施し、現代舞台芸術の理解促進と普及に努めています。



国立劇場大劇場 廻り舞台

第6節 文化と経済の好循環の創出

1 文化と経済の好循環の創出

国・地方公共団体・企業・個人が文化への戦略的投資を拡大し、文化を起点に産業等他分野と連携し、創出された新たな価値が文化に再投資され、持続的に発展する「文化と経済の好循環」を目指し、平成29年12月に「文化経済戦略」を策定しました。さらに、この戦略推進のための主要施策の内容や目標等を明らかにした「文化経済戦略アクションプラン」を30年8月に策定し、関係府省庁と緊密に連携しながら文化経済戦略を推進していきます。また、文化審議会に設置した文化経済部会の報告書（令和4年3月）を踏まえ、5年度は、我が国におけるアートの持続的な発展を支えるシステム（アートエコシステム）の構築や美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価事業者認定制度等について議論しました。今後、更に議論を進め「文化と経済の好循環の創出」に向けた具体的な取組を進めていきます。

2 芸術家等の活動基盤強化

我が国の文化芸術活動の持続可能な発展を図るためには、文化芸術の担い手である芸術家等が専念して活動できるよう活動基盤の強化が必要です。文化庁では、令和4年

7月に「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」を公表し、取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項等や契約書のひな型等について示しました。また、適正な契約関係の構築に向けた実効性確保のための方策として、芸術家等が適正な契約関係構築等のために必要な知識を身につけられる研修会を実施しているほか、契約や活動に関係して生じる疑問やトラブルについて弁護士が無料で相談に対応する相談窓口の開設等を行うなど、文化芸術関係者の活動環境の改善に向けた取組を進めています。

3 グローバル展開の推進

文化芸術と経済の好循環の実現に当たっては、主として国内のみを前提とした取組を超え、世界とつながり、国際的に訴求する文化芸術コンテンツを創造するとともに、海外における文化的・芸術的評価の価値軸を十分に踏まえた戦略的な文化発信が必要となります。このため、日本文化の戦略的な発信やグローバル展開を進め、文化芸術を通じた諸外国との相互理解の促進及び国家ブランド構築への貢献を図ります。具体的には、トップレベルのアーティスト等を発掘しグローバルに活躍するための総合的な支援、国内外で開催する国際共同制作による公演等への支援、活字

*9 参照： <https://www.nntt.jac.go.jp>

コンテンツ、映画等の海外展開に対する支援等を行います。

特に、我が国のアート市場は世界のアート市場規模に比べて小規模にとどまっていることから、我が国のアート市場の活性化とその持続的発展を可能とするよう、文化審議会文化政策部会に設置したアート市場活性化ワーキンググループの提言（令和3年3月）や文化経済部会アート振興ワーキンググループの提言（4年3月）等を踏まえ、5年3月に国立美術館に設立された国立アトリサーチセンターとも連携しながら、必要なシステム形成の方策について、具体的な検討を進めています。加えて、我が国をアートの国際発信拠点とする取組として、国際的なアートフェア誘致を目指した我が国のアートシーンの国際発信や国際的なイベントにおけるアートの国際発信等を推進します。

また、世界で活躍する新進芸術家等を育成するため、美術、音楽、舞踊、演劇等の分野において研修・発表の機会を提供しています。特に、「新進芸術家海外研修制度」では、昭和42年以来、新進芸術家等が海外の大学や芸術団体等で研修を受け、これまで多数の優秀な芸術家等を輩出しています（図表2-7-14）。

さらに、地球規模の課題とその解決に向けた文化の役割と貢献を重要視する議論が国際的に活発になってきている状況を踏まえ、我が国の文化芸術政策にこれらの観点を反映し、その解決に貢献していきます。

図表2-7-14

新進芸術家海外研修制度のこれまでの派遣者の例

奥谷 博	美術：洋画	昭和42年度
森下 洋子	舞踊：バレエ	昭和50年度
佐藤しのぶ	音楽：声楽	昭和59年度
大野 和土	音楽：指揮	昭和61年度
船越 桂	美術：彫刻	昭和59年度
野田 秀樹	演劇：演出	平成4年度
諏訪内晶子	音楽：器楽	平成6年度
野村 萬斎	演劇：狂言	平成6年度
崔 洋一	映画：監督	平成8年度
鴻上 尚史	演劇：演出	平成9年度
山中 千尋	音楽：ジャズピアノ	平成13年度
平山 素子	舞踊：モダンダンス	平成13年度
酒井 健治	音楽：作曲	平成16年度
塩田 千春	美術：現代美術	平成16年度
長塚 圭史	演劇：演出	平成20年度
萩原 麻未	音楽：ピアノ	平成21年度
濱口 竜介	映画：映画	平成27年度

4 国際文化交流・協力の推進

（1）東アジア諸国や周年事業が設定された国々との交流

「東アジア文化都市」は、日中韓から都市を選定し、各都市が連携して年間を通じて様々な文化交流事業を実施するものであり、平成26年から毎年選定されています。

令和5年には、日本の静岡県、中国の成都市・梅州市、韓国の全州市が選定され、交流事業を行いました。

また、我が国との外交関係開設等、両国関係における歴史的な出来事を記念する節目となる周年や、政策的意義が高いと考えられる機会を捉えた交流事業等を通じ、文化面での友好と相互理解の促進を図ります。

（2）文化関係の国際的な会議への参加

①日中韓文化大臣会合

日中韓文化大臣会合は、文化交流・協力の強化に向けた方策について、日中韓3か国の文化担当大臣が意見交換を行うものです。令和5年9月に韓国・全州市で開催された第14回会合では、中国、韓国と意見交換を行い、成果文書として「全州宣言」を発出しました。同会合では、6年の「東アジア文化都市」の正式決定に加え、（1）文化芸術分野における日中韓3か国の交流を未来志向で発展させていくこと、（2）東アジア文化都市の共同ロゴマークの作成を含め、東アジア文化都市のブランド力向上に継続して取り組むこと、（3）文化を通じた社会貢献や国際的諸課題の解決に向けて連携していくこと等について一致しました。

②ASEAN+3文化大臣会合

ASEAN+3文化大臣会合は、東南アジア諸国連合（ASEAN）の10か国と対話国（日中韓3か国）の文化担当大臣が、文化分野における協力について意見交換を行うものです。令和4年10月には、オンラインで第10回「ASEAN+3文化大臣会合」及び第5回「日ASEAN文化大臣会合」が同時開催されました。会合では、「持続可能な開発に向けたコロナ後におけるASEANの文化芸術の役割の促進」をテーマに各国の現状や取組、課題等が共有され、我が国からは、持続可能な社会の実現のための各国間における協力の必要性を述べたほか、ASEANとの更なる協力の継続、関係の強化を希望する旨を表明しました。

③G20文化大臣会合

G20文化大臣会合は、G20の枠組みにおいて文化分野での協力について意見交換を行うものです。令和5年8月には、議長国インドの呼びかけによりG20各国の文化担当大臣・副大臣等及び国際機関の代表者の出席の下、第4

回文化大臣会合がインド・バラナシで開催されました。我が国からは、山本文部科学大臣政務官（当時）が参加し、文化財の保護や無形文化遺産の保護推進に継続的に取り組んでいることや、文化と経済の好循環に係る我が国の取組、文化とAIの共存の関係構築への期待について発言しました。6年は、議長国ブラジルの下で開催される予定となっています。

（３）地域における国際文化交流の推進

国内外の芸術家等を招へいし、地域で芸術活動を行うアーティスト・イン・レジデンス（AIR（エア））への支援により、地域における国際文化交流の推進及び文化芸術を基幹とした地域活性化を図っています（令和５年度補助採択団体：７団体）。

（４）芸術文化の国際交流の推進

芸術文化の国際交流の推進は、我が国の芸術文化水準の向上を図るとともに我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献するものです。文化庁では、芸術文化の国際交流を推進するため、芸術団体が海外公演を行ったり、有名な国際芸術祭に参加したり、海外映画祭等に出品したりする取組を支援しています。

また、平成30年６月に「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」が成立し、これに基づき31年３月に「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」が閣議決定されたことを踏まえ、日本にて行われ、世界の関心を集める国際文化交流の祭典の実施を推進しています。

（５）文化財に関する国際交流・協力の推進

①文化遺産の保護における国際協力

「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」を踏まえ、文化遺産国際協力コンソーシアムの下で、文化庁、外務省、大学・研究機関、民間助成団体等が連携協力し、文化遺産の保護における国際協力を推進しています。具体的には、国内の各研究機関等とネットワークを構築して、文化遺産国際協力に関する調査研究や普及啓発等を行っています。

②国際社会からの要請等に基づく国際支援

「緊急的文化遺産国際貢献事業」では、平成16年度から、紛争や自然災害によって被災した文化遺産について、関係国や機関からの要請等に応じ、我が国の専門家の派遣や相手国の専門家の招へいを行うなど緊急対応の専門家交流事業を実施しています。令和５年度は、ウクライナ、トルコ、レバノンを対象に事業を実施しました。また、「文化遺産国際協力拠点交流事業」では、平成19年度から、海外の国や地域において文化遺産の保護に重要な役割を果

たす機関等との交流や協力を行う拠点交流事業を実施し、現地で文化遺産の保護に携わる人材の養成に取り組んでいます。令和５年度は、「デジタル技術を用いたバハレーンにおける文化遺産の記録・活用に関する拠点形成事業」を新たに実施しました。

③二国間取り決め等による国際交流・協力

（ア）二国間交流・協力

文化遺産の保護においては、様々な国と二国間交流・協力を実施しています。特に、文化財の保存修復や国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアとは文化遺産国際協力に関する覚書を作成して、例えば文化財建造物の防災対策など、共通の課題をテーマに積極的な交流を行っています。

（イ）文化財保存修復研究国際センター（ICCROM）との連携協力

我が国は、国際機関である文化財保存修復研究国際センター（ICCROM：イクロム）に加盟し、分担金の拠出や文化財調査官の派遣など国際的な研究事業等への協力を行っています。

④文化財の不法な輸出入等の規制

不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入等の危険から保護するため、平成14年に「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結し、文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律を制定しました。

この法律は、外国の博物館等から盗取された文化財の輸入を禁止しており、盗難被害にあった者は、民法で認められている代価弁償を条件として、特例として回復請求期間が10年間に延長されています。

また、「シリアにおいて不法に取得された文化財の輸入における取扱いについて」（平成27年10月5日付け 文化庁文化財部長通知）により、イラクに加え、シリアにおいて不法に取得された文化財についても輸入規制の対象となっています。

さらに、武力紛争時における文化財を保護するため、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約及び関連2議定書（1954年及び1999年）や武力紛争の際の文化財の保護に関する法律等に基づいて、武力紛争時に他国に占領された地域（被占領地域）から流出した文化財の輸入が規制されています。このほかにも、武力紛争の際に敵対行為として文化財を破壊又は損壊することや、文化財を軍事的目的に利用すること等が罰則の対象となっています。

5 「日本博2.0」の推進

「日本博」は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、総合テーマ「日本人と自然」の下に、縄文時代から現代まで続く「日本の美」を国内外へ発信し、次世代に伝えることで、更なる未来の創生を目指し、スタートしました。

これまで、各地域が誇る様々な文化資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを推進し、インバウンド需要回復や国内観光需要の一層の喚起、「文化芸術立国」の基盤強化、文化による「国家ブランディング」の強化等を図ってきました。

引き続き、2025年大阪・関西万博に向けて「日本博2.0」として、文化庁、日本芸術文化振興会、関係府省庁、全国の文化施設、地方自治体、民間企業・団体等の総力を結集し、「日本の美と心」を体感する美術展・舞台芸術公演・芸術祭等を、年間を通じ、全国各地で展開していきます。

6 興行入場券の適正な流通の確保

近年、興行入場券の高額転売が社会問題となっていることを踏まえ、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定等を目的とした「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」（チケット不正転売禁止法）が、令和元年6月から施行されました。本法律の適切な運用を図るため、国民への周知等を行い、興行を通じた文化及びスポーツの振興を推進しています。

第7節 舞台芸術活動等の推進

1 舞台芸術等の創造活動への効果的な支援

我が国の文化芸術の振興を図るため、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能（能楽、文楽等）、大衆芸能（落語、漫才等）の舞台芸術分野の水準向上に資する活動を重点的に支援する「舞台芸術等総合支援事業」を実施しています。このうち、各分野の特性に配慮した創造活動を推進する「公演創造活動」では、複数年計画支援型23団体、公演事業支援型191件を支援しています。このほか、我が国の芸術団体の水準向上を図るとともに、国際発信力を強化し、我が国の国際的なプレゼンスを高めることを目的とした「国際芸術交流支援」では、海外公演24件、国際共同制作公演2件、国際フェスティバル4件を支援しています。



舞台芸術等総合支援事業 公演創造活動 助成事業 東京バレエ団
「眠れる森の美女」新制作 写真提供：Shoko Matsushashi

芸術文化振興基金は、文化芸術活動に対する援助を継続的・安定的に行うため、平成2年に設立されました。政府からの出資金と民間からの寄附金を原資とした運用益を、各種文化芸術活動への日本芸術文化振興会が行う助成事業に充てています。寄附金の受付は随時行っており、基金の拡充に努めています。

〈芸術文化振興基金からの助成額（令和5年度）〉

- ・芸術創造普及活動 4億9,180万円
- ・地域文化振興活動 1億8,660万円
- ・文化振興普及団体活動 6,510万円

2 文化庁芸術祭・芸術選奨

文化庁では、昭和21年度から毎年秋に「文化庁芸術祭」を開催しています。令和5年度は、オープニング・オペラ公演として「修道女アンジェリカ/子どもと魔法」を上演したほか、現代舞踊、オーケストラ、歌舞伎、能楽、文楽、舞踊、大衆芸能、民俗芸能の九つの主催公演を実施しました。



文化庁芸術祭オープニング・オペラ公演「修道女アンジェリカ/子どもと魔法」(撮影：寺司正彦)



また、文化庁では、昭和25年から毎年度、芸術各分野において、優れた業績を挙げた方、又は新生面を開いた方に対して、芸術選奨文部科学大臣賞、同新人賞を贈っています。令和5年度は、演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美

術A、美術B、メディア芸術、放送、大衆芸能、芸術振興、評論の12部門・46名と1組の受賞者に賞状と賞金が贈られました。

第8節 メディア芸術の振興

1 マンガ、アニメーション、ゲームなどのメディア芸術の振興

マンガ、アニメーション、ゲームなどのメディア芸術は広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、海外から高く評価され、我が国に対する理解や関心を高めています。メディア芸術の一層の振興を図るため、文化庁では、優秀な若手クリエイターの創作・発表機会の支援やアニメーター等への教育プログラムの提供を通じ、次世代を担う人材の育成や水準の向上に取り組むほか、メディア芸術作品・資料等の所蔵館等におけるアーカイブの取組への支援等を通じ、それらの収集・保存・活用を推進しています。令和5年度には、メディア芸術クリエイター育成支援事業において規模を拡充し、40件のクリエイターの創作・発表活動への支援を行うとともに、6年2月に成果発表イベント「ENCOUNTERS」を開催しました。また、アーカイブの取組への支援として23件の大学や民間団体等を支援しました。

2 日本映画の振興

映画は、演劇、音楽や美術などの諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の一つとして生活の中に定着しています。また、ある時代の国や地域の文化的状況の表現であるとともに、その文化の特性を示すものです。さらに、映画は海外に向けて日本文化を発信する上でも極めて効果的な媒体であり、有力な知的財産として位置づけられています。

文化庁では、平成16年度から総合的な日本映画の振興施策として、創造、発信・海外展開・人材交流、人材育成に取り組んでいます。

具体的には、国際共同製作映画を含む日本映画の製作支援、映画関係者によるシンポジウムなどの創作活動や交流の推進、日本映画の海外映画祭への出品支援や若手監督等の派遣、北米における日本映画特集上映など海外への日本文化発信、短編映画作品製作による若手映画作家等育成事業などの人材育成を通じて、我が国の映画の一層の振興に取り組んでいます。また、令和5年度からは日本映画の国際競争力の一層の向上を図るため、我が国で開催される国際的な映画祭への支援の拡充を図っています。

マンガ、アニメなど世界のコンテンツ市場の規模は約124兆円と、石油化学や半導体より大きくなっており、日本由来のコンテンツの海外売上は鉄鋼産業、半導体産業の輸出額に匹敵し、更なる成長が見込まれています。

文化庁では、各年度において若手芸術家の活動を支援していますが、世界から評価される質の高いコンテンツを持続的に生み出し、世界に発信していくためには、今後、国内外で活躍が期待されるクリエイター・アーティストにつ

このため、文化庁では、令和5年度補正予算において、次代を担うクリエイター・アーティストの海外挑戦を通じた育成を支援するとともに、その活躍・発信の場である文化施設の機能強化支援に弾力的かつ複数年度にわたって取り組むための基金を、日本芸術文化振興会に設置し、本基金を活用して「クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業」を実施しています（令和5年度補正予算では5年の基金の3年分の60億円を計上）。

本事業を通じて、グローバルに活躍できるクリエイター等の育成支援を推進し、各分野全体の文化芸術活動を活性化するとともに、博物館や劇場・音楽堂等の文化施設を機能強化することで、我が国の文化芸術の国際的プレゼンスの向上につなげ、文化と経済の好循環の実現を目指していきます。

我が国の文化芸術の芸術性・創造性の向上

海外市場でのビジネス展開へ

経済産業省

外務省

連携

価値付け

グローバルな評価形成

CBX (Cultural Business Transformation) の観点から、文化庁が国内で育成支援した海外で活躍が期待される若手クリエイター・アーティストなどを戦略的に選抜。世界で高い評価を得ることを目標とする。

グローバルに活躍する人材の輩出

クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業(基金)

文化庁人材育成事業

メディア芸術人材育成事業

新進芸術家の海外研修

若手映画作家等育成

芸術家等人材育成(舞台芸術)

「土壌」づくり

＜事業の対象となる分野(イメージ)＞

区分	分野
舞台芸術	音楽 (オーケストラ、オペラ、声、ミュージカル等)
	舞踊 (バレエ、現代舞踊等)
	演劇 (現代演劇、ミュージカル等)
	伝統芸能・大衆芸能 (歌舞伎、文楽、邦楽、落語等)
メディア芸術	マンガ
	アートアニメ
	ゲーム
	メディアアート
	映画
現代アート	実写映画
	アニメ映画
分野横断的新領域	

第9節 生活文化等の振興と保護

1 生活文化等の振興と保護

生活文化・国民娯楽は、我が国の文化芸術に広がりを与え、また、それを支える土台として機能するとともに、和装や茶道、食文化など外国人がイメージする我が国の文化を数多く含んでおり、正に我が国の魅力そのものとして、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしています。文化庁では、こうした生活文化等が持つ多様な価値と魅力を生かし発信するとともに、各分野に関する実態調査を行い、生活文化の振興等を図っています。

令和5年度は3年度から生活文化調査研究事業の調査を実施した六分野について、関係する団体や教室等へのアンケート調査等を実施することで、各分野の実情について把握し、今後の生活文化等に関する政策立案の基礎資料の作成を行いました。

さらに、生活文化分野の活性化や新たな需要創出等を図るため、生活文化振興等推進事業として2事業を実施しました。

2 食文化

我が国に根付いた多様な食文化は、各地の自然風土と調和した先人の生きる知恵と経験の賜物であり、未来に継承すべき伝統文化の一つです。文化庁では、食文化の振興に向けて、文化審議会文化政策部会食文化ワーキンググループにおいて取りまとめられた方向性に従って、施策を進めています。

食文化の明確化・価値化を進める取組として、文化財保護法に基づく文化財の登録等の推進、地域が主導する食文化の調査に対する支援を行っています。

令和5年度には、「和食」がユネスコの無形文化遺産代表一覧表に記載されて10周年を迎えたことを契機として、登録無形文化財に登録された食文化等を活用したセミナーやイベント等を行い、「和食」が記載された経緯や食文化の価値を発信しました。また、「伝統的酒造り」の無形文化遺産代表一覧表記載に向けた機運醸成活動として、各種イベントでの講演や紹介動画の公開等による情報発信を行いました。

さらに、地域で世代を超えて受け継がれてきた食文化を「100年フード」として認定し、文化庁とともに継承していくことを目指す取組を支援するとともに、その価値への気づきを与えるための情報発信等を行っています。

第10節 子供たちの芸術教育の充実・文化芸術活動の推進

1 学校における芸術教育・文化部活動の環境整備

(1) 学習指導要領の趣旨を踏まえた学校芸術教育の推進

平成30年10月から小学校の「音楽」、「図画工作」、中学校の「音楽」、「美術」、高等学校の「芸術（音楽・美術・工芸・書道）」等の芸術に関する教育に係る事務を文部科学省本省から文化庁に移管しました。

学習指導要領では、育成を目指す資質・能力を生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力とし、教科の目標を三つの柱で整理して^{*10}、これらが実現できるように示しています。内容については、目標に対応して三つの柱で整理し、共通事項として表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を示しています。

また、芸術教育の充実に資するため、伝統音楽指導者研修会に加え、小・中・高等学校等で芸術系教科等を担当する教員の研修会を令和元年度から実施しています。

さらに、学校教育における全ての子供たちへの文化芸術

教育の充実を図るため、伝統文化やメディアアートなど現代日本文化も含め現行の文化芸術教育の実態を把握しつつ、次期学習指導要領も含む今後の文化芸術教育の充実・改善に向けた施策の方向性等について検討を行う「文化芸術教育の充実・改善に向けた検討会議」を令和5年6月に設置し、議論を行っています。

(2) 子供たちの体験活動機会拡大のための取組

子供たちが優れた舞台芸術を鑑賞するとともに、文化芸術団体等による実技指導、ワークショップに参加し、さらにこれらの団体等と本番の舞台で共演するなど、舞台芸術に身近に触れる機会を提供する「文化芸術による子供育成推進事業」を実施しています。令和5年度は、文化庁が選定した一流の文化芸術団体が小・中学校等において舞台芸術公演等を実施する巡回公演を1,820公演、学校が独自に選定した芸術家による実技披露、実技指導等を行う芸術家派遣を1,107か所で実施しました。

*10 参照：第2部第2章第1節■（1）②

(3) 文化部活動の環境整備のための取組

令和4年12月に、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域文化クラブ活動への移行に取り組むべく、平成30年の運動部活動と文化部活動のガイドラインを統合した上で全面的に改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

少子化の中でも、将来にわたって子供たちが文化芸術活動に継続して親しめる機会を確保できるよう、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間とし、休日の部活動の地域連携・地域移行に取り組むため、指導者の質の保障と量の確保、参加費用負担の支援等に関する自治体による実証事業及び休日の活動日数・時間が多い吹奏楽部に対して全国的な規模の文化芸術団体等を中心として地域移行等の課題へ取組む実証事業や、部活動指導員の配置支援を実施しています。



第47回全国高等学校総合文化祭総開会式

図表2-7-16 令和5年度開催部門一覧

開催部門	演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・バトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学等
全国から約2万人の高校生が集い、規定19部門のほか、開催県が独自に行う協賛部門を加えて開催されます。	

(4) 全国高等学校総合文化祭の開催

高校生に文化部活動の成果発表の機会を提供して、創造活動を推進し相互の交流を深めるため、都道府県、公益社団法人全国高等学校文化連盟等との共催により、「全国高等学校総合文化祭」(令和5年度は7月29日から8月4日まで鹿児島県で開催)、「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」(同年度は8月26日、27日に国立劇場で開催)、「全国高校生伝統文化フェスティバル」(同年度は12月16日、17日に京都府で開催)をそれぞれ毎年開催しています(図表2-7-16)。

2 地域における文化芸術活動の推進

文化庁では、次代を担う子供たちに対して、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化・生活文化等を計画的・継続的に体験・修得することができる機会を提供するために、「伝統文化親子教室事業」を実施しています。令和5年度は3,609団体の活動を採択し、地方公共団体等による取組を44地域採択しました。

さらに、劇場・音楽堂等で子供たちが本格的な実演芸術に触れる機会を創出するため、18歳以下の子供に無料で鑑賞機会を提供する舞台公演への支援を行いました(146団体)。

第11節 文化芸術による共生社会の実現

1 障害者等による文化芸術活動の推進

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(以下「推進法」という。)に基づいて厚生労働省と共同で令和5年3月に策定した「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」を踏まえ、関連する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

具体的には、文化芸術団体等が実施する、障害者の鑑賞・創造の機会の拡大や作品等の発表の機会の確保等に関する先導的な取組への支援や支援人材育成、障害者等と文化施設をつなぐ中間支援団体等における鑑賞サポート等の在り方についてのモデル開発、鑑賞に配慮した取組や利用しやすい環境づくりに係る研修等に取り組んでいます。ま

た、助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や舞台芸術の発表の場の提供等の支援も行っています。

国立美術館、国立博物館では、障害者手帳をお持ちの方(付き添いの方1名を含む)の展示の入場料を無料としているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館、博物館等において、車いす利用者も利用できるトイレやエレベーターの設置等障害のある方々に対する環境改善も進められています。

さらに、地方公共団体が、推進法に基づいて策定した地域計画を踏まえて実施する取組に対して助成することで、地方における取組を推進しています。

2 アイヌ文化の振興

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の規定に基づき業務を行う団体として公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定され、同

財団の行うアイヌに関する研究の推進、アイヌ語の振興、アイヌ文化の伝承再生や文化交流、普及事業や伝承者の育成事業等に対し、支援を行うとともに、国立アイヌ民族博物館の運営を行っています。

第12節 地域における文化の振興

1 多様な文化を生かした地域づくり

我が国には、全国各地に多様で豊かな文化が息づいており、地域ごとの特色ある文化を生かして、地域振興につながる取組を支援しています。

(1) 国民文化祭

国民文化祭は、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした、文化庁と都道府県等との共催による文化の祭典です（図表2-7-17）。昭和61年度から開催しており、令和5年度は開会式に天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、10月14日から11月26日まで石川県で開催しました。

また、平成29年度から、厚生労働省等主催の全国障害者芸術・文化祭と同一の開催地及び期間にて一体的に開催しています。

造農村部会（可児市）、国際ネットワーク部会（静岡県）、創造都市政策セミナー（横浜市）等を開催し、時機を得た情報交換等を行うとともに、ネットワークの活性化のため、構成団体に対する定期的なメールニュースの配信、部会やセミナーの一部公開開催等を行いました。

(3) 文化芸術創造拠点形成事業

地方公共団体が主体となり、文化芸術分野の専門的人材を活用して地域のアーツカウンシル機能の強化等に取り組みながら行う、地域アーティストの活動支援、地域住民との協働、地域の芸・産学官との連携、地域の文化芸術資源を活用した文化芸術活動の実施等、文化芸術創造拠点形成に向けた総合的な取組を支援しています（令和5年度採択実績：48件）。

図表2-7-17 国民文化祭の主な内容

主催事業	文化庁、開催地都道府県、市町村、文化団体等の共催によるもの
【開会式・閉会式】	アマチュア文化活動の新たな文化の方向性を示すオープニングフェスティバルなど
【シンポジウム】	地域文化活動等を含めた日本文化の動向について、様々な側面からテーマを設定して行う基調講演やパネルディスカッションなど
【分野別フェスティバル】	民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、文芸、美術、舞踊、邦楽、生活文化等の分野ごとに、都道府県などから推薦された団体等を中心として行う公演、展覧会など
協賛事業	国民文化祭の趣旨に賛同して、全国の地方公共団体や文化関係団体・企業等の主催により開催される各公演事業、コンクール、フェスティバル、展示、講習会など

(2) 文化芸術創造都市推進事業

文化芸術の持つ創造性を生かした地域振興、観光・産業振興等に取り組む地方公共団体を支援するため、情報の収集・提供、会議・研修の実施等を通じて、国内ネットワークを強化し、国全体が文化芸術の持つ創造性により活性化するための基盤づくりを進めています。令和5年度は、総会、幹事団体会議、現代芸術の国際展部会（札幌市）、創

第13節 社会の変化に対応した国語に関する施策の推進

1 国語施策の推進

国語は、国民の生活に密接に関係するとともに、我が国の文化の基盤となるものです。時代の変化や社会の進展に伴って生じる国語に関する諸問題に対応して、より適切な国語の在り方を検討しながら、その改善のために必要な施策を実施しています。

文化審議会国語分科会は、「これからの時代におけるローマ字使用の在り方について（諮問）」（令和6年5月14日）に基づき、ローマ字のつづり方に関する検討を本格化させています。また、調査・研究等において、言葉をめぐる現状の適切な判断のために活用できるよう、信頼の置けるデジタル言語資源の整備を求める「日本語のデジタル言語資源の整備に関する国語分科会の見解」（5年9月）を示しました。

こうした分科会での審議に資するため、文化庁では一般の社会生活における国語の実態について調査しています。令和5年度には、「外来語の表記に関する実態調査」、「ローマ字のつづり方に関する実態調査」を実施しました。これは、日本語の表記のよりどころとなる内閣告示として示されてから「外来語の表記」が30年以上、「ローマ字のつづり方」が約70年を経ていることから、現在の社会における使用状況をそれぞれ把握しようとするものです。

また、国語分科会におけるこれまでの審議テーマに関して協議する「国語問題研究協議会」（オンライン）と審議中のテーマに関する各地の有識者や国民の声を聞くための「国語課題懇談会」（京都市及び松山市）も開催しました。

2 国語に関する世論調査

社会変化に伴う日本人の国語に対する意識の現状について調査するため、平成7年度から毎年度「国語に関する世論調査」を実施しています^{*11}。令和5年9月に公表した4年度調査では、国語や言葉の使い方、ローマ字表記に関する問いを中心に、15の項目について調査しました。これらの調査結果は国語分科会における審議で活用されています。5年度調査は、6年1月から3月に郵送による調査方法で実施しました。

また、同調査は国民の国語に対する興味・関心の喚起も目的としてきました。例えば平成12年度から取り上げてきた慣用句等の調査結果は、ウェブ動画「ことば食堂へようこそ！」で取り上げるなど、より親しみやすい方法でも紹介しています^{*12}。

3 消滅の危機にある言語・方言に関する取組

平成21年2月に国際連合教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）が、アイヌ語など日本国内の8言語^{*13}が消滅の危機^{*14}にあると発表したこと（図表2-7-18）及び「東日本大震災からの復興の基本方針」（23年8月）を受けて、保存・継承に向けた調査研究や現況周知の取組等を行っています。

それぞれの危機度や取組状況の調査結果を踏まえ、記録不十分な地域の調査研究・啓発事業（令和5年度は東北大学及び琉球大学に委託。）を実施し、危機的な状況を周知するための「危機的な状況にある言語・方言サミット」（5年度は沖縄県与那国島で開催。）、研究者と行政等担当者の情報交換の場としての「危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会」を開催しています。

* 11 参照： https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/kokugo_yoronchosa/index.html

* 12 参照： https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kotoba_shokudo/index.html

* 13 ユネスコでは、日本で「方言」として扱われる言葉も一括して「言語」として扱っている。

* 14 ユネスコでは、消滅の危機状況について、危機の度合いの高いものから順に、【絶滅】、【極めて深刻】、【重大な危険】、【危険】、【脆弱】、【安全】と表している。



令和5年度危機的な状況にある言語・方言サミット（与那国島大会）

さらに、危機の度合いが「極めて深刻」とされたアイヌ語を保存・継承し、学習に資するため、伝統的なアイヌ語の音声資料を文字化し、翻訳や注釈を付して公開するアーカイブ（保存記録）化に取り組んでいます。具体的には、アイヌ語のアナログ資料のデジタル化とアイヌ語のアーカイブ作成の支援を行っています。令和5年度は、約850本のアナログ資料を対象としたデジタル化や、株式会社IMAGICA EMS及び株式会社富士フィルムメディアクレストによるアーカイブ作成の支援を行いました。

なお、平成22年度以降の消滅の危機にある言語・方言に関する調査研究の結果等については、文化庁ウェブサイトで公開しています^{*15}。

図表2-7-18 日本における消滅の危機にある言語・方言とユネスコによる危機状況評価

【絶 滅】	該当なし
【極めて深刻】	アイヌ語（北海道等）
【重大な危険】	八重山方言（石垣島、波照間島等） 与那国方言（与那国島）
【危 険】	八丈方言（八丈島、青ヶ島等） 奄美方言（奄美大島、喜界島、徳之島等） 国頭方言（沖縄本島北部、与論島、沖永良部島等） 沖縄方言（沖縄本島中南部、久米島等） 宮古方言（宮古島、多良間島等）
【脆 弱】	該当なし
【安 全】	記載をせず

第14節 新しい時代に対応した著作権施策の展開

1 令和5年著作権法改正

今日、デジタル・ネットワークの発達に伴い、著作物等の創作、流通及び利用をめぐる状況は急速に変化しております。時代のニーズに対応した制度や環境整備の観点から、著作権法の一部を改正する法律が令和5年通常国会において成立し、同年5月26日に公布されました。主な改正内容は以下の三点です。

（1）未管理著作物裁定制度の創設等

過去の作品や一般の方が創作したコンテンツ等の円滑な利用を図るため、本法律では、著作権等管理事業者による集中管理がされておらず、その利用可否に係る著作権者の意思が明確でない著作物について、文化庁長官に申請を行

い、補償金を支払うことで、時限的な利用を可能としています。また、利用者にとって、簡素で一元的な権利処理となるよう、新制度の手続きは文化庁長官による登録や指定を受けた民間機関が担うこととしています。著作権者は自らの著作物がこの制度により利用されているとわかった場合には、文化庁長官に請求することにより時限的な利用を停止させることができ、利用されていた間の補償金を受け取ることができます。

（2）立法・行政における著作物等の公衆送信等を可能とする措置

デジタル化・ネットワーク化に対応した取組が立法・行政・司法の公的機関や企業等においても推進されている中、本法律では、立法・行政のデジタル化への対応を著作

* 15 参照： https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/index.html

権の観点からも支えていくために、ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しないようにすることなどに留意しつつ、①立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、必要な限度において、内部資料の利用者間に限って著作物等を公衆送信等できること、②特許審査等の行政手続・行政審判手続について、デジタル化に対応し、必要と認められる限度において、著作物等を公衆送信等できることとしています。

(3) 海賊版被害等の実効的救済を図るための 損害賠償の算定方法の見直し

高度情報化社会によるコンテンツのデジタル化が進展する一方で、海賊版の被害も深刻です。こうした状況を踏まえ、本法律では、著作権者等の被害回復に実効的な対応策を取る観点から、著作権法における損害賠償額の算定方法を見直し、①著作権者等の販売等の能力を超えるなどの部分に係るライセンス料相当額を損害の算定基礎に追加するとともに、②著作権侵害を前提とした交渉額を考慮できる旨明記し、ライセンス料相当額の増額を図ることとしています。

なお、上記(1)の改正事項は公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行されることとなっています。(2)及び(3)については、令和6年1月1日に施行されています。

2 AIと著作権

AIと著作権の関係については、AIを適切に利活用していくべきという声がある一方で、著作権が侵害される懸念があるといった声もあります。そのため、文化審議会においては、クリエイターの懸念を払拭し、AIサービス事業者やAIサービス利用者の侵害リスクを最小化できるよう、AIと著作権に関する考え方を整理すべく議論を行ってきました。特に、著作権法の規定により、著作権者の許諾なくAI学習に著作物等が利用できるのはどのような場合かということや、どのような場合に、AI生成物の生成・利用が著作権侵害となるかといったことについて、文化審議会の議論を経て、現時点の考え方を整理した「AIと著作権に関する考え方について」を、令和6年3月に取りまとめたところです。

文化庁としては、引き続き、生成AIに関する技術の進展や諸外国の動向も注視しつつ、こうした審議会の議論の成果を踏まえ、AIと著作権の関係についての考え方を理

解していただけるよう、著作権制度に関する基本的な考え方とともに、広く周知・啓発に取り組む予定です。

また、文化庁では、AIと著作権に関して、事業者とクリエイター双方のより正確な理解を促進する観点から、情報共有等を行うことを目的として、関係当事者間のコミュニケーションの場の形成に向け、取り組むこととしています。

3 インターネット上の海賊版対策

昨今、深刻化しているインターネット上の海賊版被害に対応するため、令和2年に侵害コンテンツのダウンロード違法化等の著作権法改正を行った^{*16}ほか、国境を越えた海賊版(著作権侵害)対策と国際ルールの構築を積極的に推進しています。

(1) 海外における著作権侵害対策

アジア地域を中心に、我が国の漫画、ゲーム、アニメ、音楽などに対する関心が高まる一方で、これらを違法に複製した海賊版の製造・流通及びインターネット上の著作権侵害が深刻な問題となっています。国内外における著作権保護の推進のため政府間協議の場を通じた侵害発生国・地域への働きかけや、権利行使強化の支援、普及啓発等を進めています。また令和4年度より、国内権利者等の権利行使を支援するため、「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」を公開するとともに、同ポータルサイト内に相談窓口を開設しています。加えて、世界知的所有権機関(WIPO)^{*17}に対して毎年信託基金を拠出し、主にアジア・太平洋地域の各国の著作権制度の整備や普及啓発等を促進しています。

(2) 国際的ルールづくりへの参画

国際的ルールづくりとして、現在WIPOにおいて放送機関に関する新条約の策定に向けた議論等が行われており、我が国は積極的に参画しています。

4 著作権教育の充実

デジタル・ネットワーク技術の急速な進展に伴い、ソーシャルメディアなどを使って誰もが著作物を創作・発信できるようになりました。このような社会においては、発達段階に応じて著作権に関する意識や知識を身に付けることが必要とされており、現行の中学校や高等学校の学習指導

* 16 侵害コンテンツへのリンク情報等を集約してユーザーを侵害コンテンツに誘導するリーチサイト等における侵害コンテンツへのリンク提供や、侵害コンテンツと知りながらダウンロードする行為について、私的使用目的であっても一定の要件の下で違法とされた。

* 17 WIPOは、知的財産権の国際的保護の促進等を目的として1970(昭和45)年に設立された国連の専門機関。国際条約の作成・管理を行うとともに、各国の法令整備の支援や開発途上国に対する法律・技術上の援助、情報の収集・提供等を実施。

要領においては著作権について取り扱うとともに、新たな発見や思考の源泉となる創造性を育み、知的財産の保護・活用の重要性に対する理解の増進と態度形成を図る「知財創造教育」が実践されています。このような学校現場での著作権教育の推進に資するため、文化庁では、毎年、教職員や情報通信技術（ICT）支援員を対象とした講習会を開

催するとともに、文化庁ウェブサイトを通じ、児童生徒を対象とした学習教材を提供しています。このほか、地方行政や図書館等の職員、一般の方々を対象とした講習会の実施のほか、著作権に関するQ & A集の作成・公開など、著作権に関する普及啓発・教育に取り組んでいます^{*18}。

第15節 宗教法人制度と宗務行政

1 宗教法人制度の概要

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や、神社、寺院、教会等の大小様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています（図表2-7-19）。そのうち、約18万の宗教団体が宗教法人法に基づく宗教法人となっています（図表2-7-20）。

宗教法人法の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由で自主的な活動を行うための財産や団体組織の管理の基礎を確保することにあります。宗教法人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・自律的な運営に委ねる一方で、その責任を明確にし、その公共性に配慮することを骨子としています。

2 宗務行政の推進

（1）宗教法人の管理運営の推進等

都道府県の宗務行政に対する助言や、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会の実施、手引書の作成等を行っています。また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計調査」を実施し、「宗教年鑑」として発行するほか、宗教に関する資料の収集等を行っています。

また、宗教法人「世界平和統一家庭連合」（旧統一教会）については、報告徴収・質問権の行使やその他の情報収集・分析を行った結果、活動に係る実態が十分明らかになり、宗教法人法に定める解散命令の事由に該当するものと判断されるに至ったため、宗教法人審議会の意見も伺った上で、令和5年10月に裁判所に解散命令の請求を行いました。また、同年12月30日に施行された「特定不法行為

等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」に基づき、6年3月7日に、「指定宗教法人」の指定の公示を行いました。

あわせて、旧統一教会の被害者等への支援については、令和6年1月19日に、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議」において支援の充実・強化策がとりまとめられたことも踏まえて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実による相談しやすい環境の整備や修学に係る経済的な困難を抱える児童生徒等への修学支援等に取り組んでいます。

（2）不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情によって活動を停止してしまったものがあり、文化庁では、これを「不活動宗教法人」として、その対策を推進しています。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねないためです。

このため、文化庁と都道府県は、不活動宗教法人を確実に把握した上で、これらの法人の迅速な整理に取り組んでいます。具体的には、これらの法人の活動の実態等について事実関係を確認した上で、宗教法人法に定める解散命令の事由に当たると認められる場合は、所轄庁が裁判所に解散命令の請求を行うこととしているほか、当該法人の状況によっては、活動の再開を促すことや、吸収合併や任意解散の認証を行うこととしています。

（3）宗教法人審議会

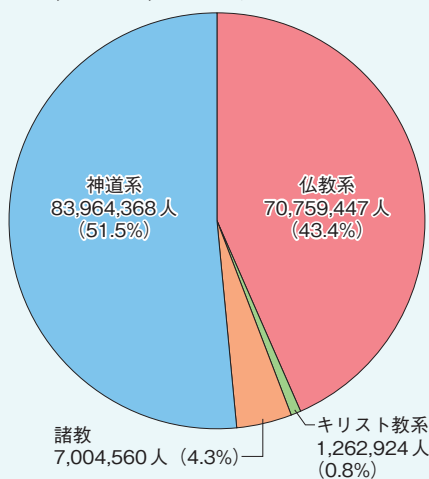
宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性等に配慮するため、文部科学大臣の諮問機関として宗教法人審議会が設置されています。

* 18 参照：<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>

図表 2-7-19 系統別信者数

系統別信者数

総数 1億6,299万1,299人（令和4年12月31日現在）



（注）信者の把握の基準は宗教団体により異なる。

（出典）文化庁編『宗教年鑑』（令和5年版）



宗教年鑑など

図表 2-7-20 宗教法人数

（令和4年12月31日現在）

所轄	区分		包 括 宗教法人	単 位 宗教法人	合 計
	系統				
文部科学大臣所轄	神 道 系		120	92	212
	仏 教 系		156	332	488
	キリスト教系		66	263	329
	諸 教		26	115	141
	計		368	802	1,170
都道府県知事所轄	神 道 系		6	84,114	84,120
	仏 教 系		11	76,369	76,380
	キリスト教系		7	4,510	4,517
	諸 教		1	13,151	13,152
	計		25	178,144	178,169
合 計			393	178,946	179,339

（注）1 文部科学大臣所轄：複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人や当該法人を包括する宗教法人

2 都道府県知事所轄：単一の都道府県内にのみ境内建物を有する宗教法人

3 包括宗教法人：単位宗教法人を包括する教派、宗派、教団等

4 単位宗教法人：礼拝施設を備える神社、寺院、教会等

（出典）文化庁編『宗教年鑑』（令和5年版）